第1編 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	 1
2	計画の位置づけ	 1
3	計画の期間	 2
1	計画の策定体制	 2

第1編 計画の策定にあたって

1.計画策定の趣旨

日本全体の出生数は減少し続け、少子化が進んでいます。国は、平成6年に「出生率の動向」を踏まえた対策としてエンゼルプランを、また平成11年には「総合的な少子化対策」として新エンゼルプランを策定しました。しかしこれらの取り組みにも関わらず、平成15年の合計特殊出生率 は過去最低の1.29を記録しました。急速な少子化の進行については、未婚化や晩婚化に加えて「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな要因が指摘されており、その根底には、子育てにおける経済的・精神的負担や仕事と子育ての両立の難しさなどの問題があると考えられています。

そこで、これまでの保育を中心とした「仕事と子育ての両立支援(待機児童ゼロ作戦)」対策に加え、「男性の働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」を重点的に推進することとし、少子化の流れを変えるためのもう一段の対策として「次世代育成支援対策推進法」(以下「法」という)を制定しました。法では、子育てについては保護者や家庭が責任を有するという基本的な考えのもとに、子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して、次世代育成支援対策が行われなければならないとしています。この法に基づき、地方公共団体及び企業は、今後10年間の集中的・計画的な取り組みを推進することになりました。

本市においては、エンゼルプラン等の考え方に基づき、平成 11 年に 10 か年計画の「西宮市児童育成計画」を策定し、子育て総合センターの整備や保育所等の待機児童数を減らすなど、さまざまな施策を行い、"子育てするなら西宮"をめざしてきました。現在、本市は子育て世代の大幅な転入増などにより子どもの数が増えていますが、いずれ来る少子化の時代へ向けて、いままで以上に子育て世代を対象とした施策が必要になってきています。

そこで、子どもやすべての子育て家庭、また、みんなが暮らしやすいまちの実現に向け、「西 宮市次世代育成支援行動計画」を策定します。

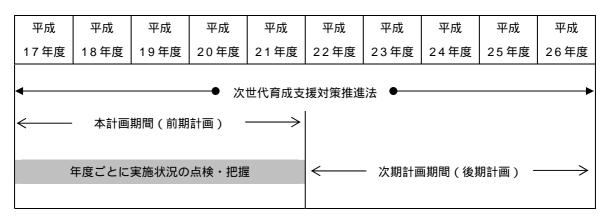
合計特殊出生率とは、15~49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したものをいい、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当するもの。

2.計画の位置づけ

この行動計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、現行の「西宮市児童育成計画」 を引き継ぐ計画として策定します。また、西宮市の子育て施策を総合的・一体的に進めるため、 「総合計画」など既存計画と整合性を保ちながら推進していきます。

3.計画の期間

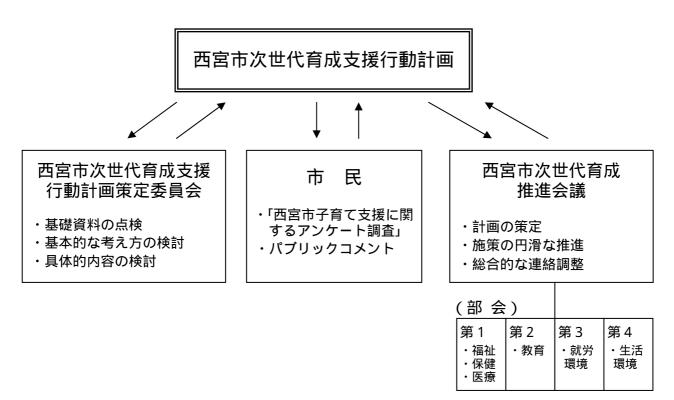
平成 17~21 年度までの 5 年間を前期の計画期間とします。後期 5 年間の計画については、前期計画に係る必要な検証を行い、さらに社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、西宮市の状況等に迅速に対応して策定するものとします。また、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検した上で公表します。



4.計画の策定体制

行動計画を策定するにあたり、幅広いご意見やご提言をいただくため、学識経験者、関係団体等の代表者、公募市民からなる「西宮市次世代育成支援行動計画策定委員会」を設置するとともに、全庁的な組織「西宮市次世代育成推進会議」を設置しました。

また、市民の方のご意見等をいただくため、アンケート調査、パブリックコメントを実施しま した。



第2編 計画の基本的な考え方

1	基本的な視点		3
2	基本理念		3
3	基本目標		4
4	計画の体系		5
5	次世代育成支援に関わる西宮市の「現状と課題」及び「計画の重点施施	策」	7
6	西宮市が取り組む重点施策と 子育て支援サービスの目標事業量		8

第2編 計画の基本的な考え方

1.基本的な視点

(1)子どもの幸せを第一に考えます

次代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、健やかに成長する権利の保障など、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。

(2)子育てが楽しく思えるまちをめざします

子育て中の家庭が感じる精神的・肉体的負担感や子育てに要する経済的負担、子育てと仕事の両立の難しさなど、結婚や子育てをとりまく不安やマイナス要因を取り除き、家族を持つこと、子育ですることを楽しく思えるまちづくりを、福祉、教育、保健、医療など幅広い分野で進めていきます。

(3)まち全体で子どもを育みます

まちを構成している多様な家庭形態に配慮しつつ、子どもの健全な成長と家庭の子育てを支えるための環境づくりを、家庭、地域、学校、企業、行政などまち全体で協力しながら進めていきます。

2 . 基本理念

子どもが輝くまち・人にやさしいまち 西宮へ ~ 子育てするなら西宮 ~

わたしたちは、すべての人にやさしい"共生のまち"をめざします。そして、子どもの思いや 意見を尊重し、すべての子育て家庭を支えるために、"子どもたちがいきいきと輝くまち"、"子 育てが楽しく思えるまち"、"子育てを地域全体で進めるまち"をつくることに努めます。

3.基本目標

基本理念の"子どもが輝くまち・人にやさしいまち 西宮へ"を実現するため、次の基本目標を掲げ、子どもの健全な成長やすべての家庭の子育てを支えるための環境づくりを市民とともに進めていきます。

(1) すべての家庭の子育てを支えるまちづくり

多様な家庭環境に配慮しながら、子育てについての悩みや不安、負担感の軽減に向けた各種の支援施策・サービスの充実に努めます。また、子育て家庭や地域住民による、子どもの健全育成や子育てを支えるための活動、世代間交流などの自主活動を支援し、その活性化を図ります。

(2)母と子の健康を支えるまちづくり

親の育児に対する不安を軽減し、のびのびと安心して子育てを楽しみ、子どもに愛情を注げるよう、母子保健事業をはじめ、ひろく子育て家庭や次代を担う子どもを対象とした保健・医療事業の充実に努めます。

(3)子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

男女が共に協力し子どもを生み育て働くことができるよう、多様な就労形態に対応できる保育サービスの充実に努めるとともに、企業等と連携しながら、仕事と家庭のバランスがとれるような働き方の見直しを行うなど、子育てと仕事が両立しやすい環境づくりに取り組みます。

(4) ゆとりある教育の実現と健全育成のまちづくり

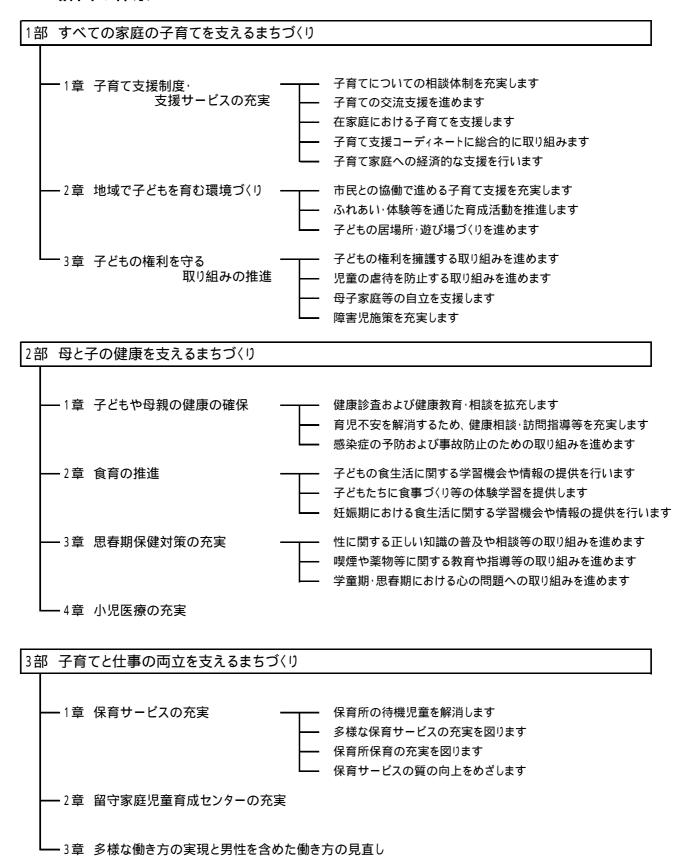
次代を担う子どもたちが、いのちを大切にし、人権を尊重する意識を高め、豊かな個性を伸ばすとともに社会の変化に対応できるよう、学校教育と社会教育の連携を強化し、ゆとりある教育を推進します。

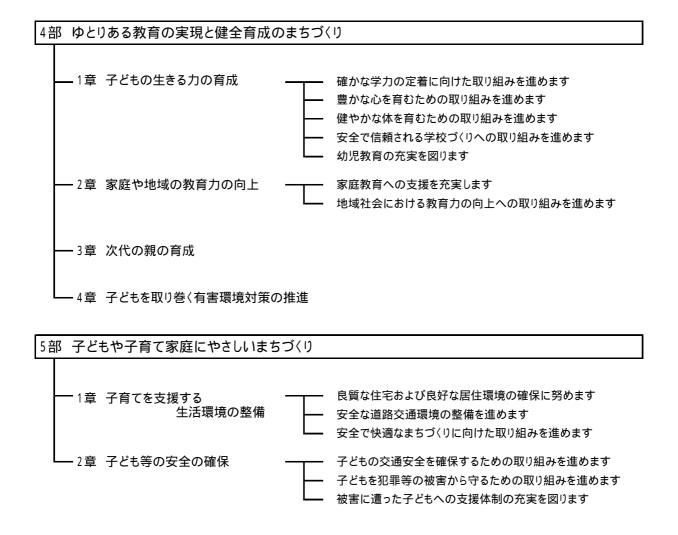
また、家庭や地域の子育て力を高めるため、幅広い情報と学習機会の提供に努めます。

(5)子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり

安全な日常生活の確保と快適な住環境の整備のため、バリアフリーなど公共施設の整備に努めるとともに、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動を推進します。

4.計画の体系





5.次世代育成支援に関わる西宮市の「現状と課題」及び「計画の重点施策」

基本目標ごとの現状分析及び基本的な課題

計画の重点施策

(1)すべての家庭の子育てを支えるまちづくり

子育でに対する負担感

- ・肉体的・心理的な負担
- ・教育費を含めた経済的な負担
- ·家庭で子育てする人の社会的 な疎外感

子育ての負担が解消され 子育てする楽しさを 持続できるまちへ

・情報交換の場や専門相談、 気軽に相談できる機会 地域子育て支援拠点の設置 子育で情報の提供等の充実

子育て支援ネットワーク の構築の推進

(2)母と子の健康を支えるまちづくり

育児に対する悩み

- ・発育・発達に対する悩み
- ・しつけや病気に対する悩み

安心して妊娠・出産を迎えられる環境づくり

·夫婦間の協力、家族や地域の 支えあい、妊婦間の仲間づくり

・保健事業の充実

子どもの権利擁護の 取り組みの推進

(3)子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

母親の負担が大きい

- ・出産・育児による女性の離職
- ·子育ては母親の役割という性 別分担意識が依然として高い

男女が協力して子どもを生み育て、働けるまちへ

- ・育児休業取得者の職場復帰
- ・子育てに配慮した働き方
- ・保育サービスの充実

母子保健の充実

(4)ゆとりある教育の実現と健全育成のまちづくり

教育・しつけに対する悩み

- ・子どもの学力や進路
- ·子どもの友だちづきあい
- ・健康や身体の発育
- 社会の基本的ルールやマナー等のしつけ

子どもを家庭・学校・地域全体で育てていく

・社会ルール、子どもの人間性 を育む場としての地域の役割

・世代間交流の推進

保育所待機児童の解消 保育の充実

(5)子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり

子育て環境に対する不安

- ・子どもを狙った犯罪が多い
- ·安全で自由に遊べる場所が 地域に少ない

地域をあげて子どもを守 る取り組み・環境整備を

- ·犯罪被害から子どもを守る取り 組み、被害者の心のケア
- ・施設・交通のバリアフリー化

ゆとりある教育 の推進

子どもの安全対策の推進

6.西宮市が取り組む重点施策と子育て支援サービスの目標事業量

(1)この計画は、次の7項目を重点施策として推進します。

地域子育て支援拠点の設置と子育て情報の提供などの充実を図ります

- ・既存施設の活用による地域子育て支援拠点づくりを進めるとともに、子育て相談などの支援活動や緊急時に子どもを一時的に預けられる制度を充実します。
- ・多岐にわたる子育で情報を一元化し、すべての子育で家庭に必要な情報が届くような総合 的な子育で情報誌の発行や、ITを活用した子育で情報発信の充実を図ります。

子育て支援のネットワークの構築を進めます

・子育ての悩みを解決し仲間づくりを進めるため、地域関係団体、市民、行政等が連携協力 し、子育て支援のネットワーク化の取り組みを進めます。

子どもの権利擁護の取り組みを進めます

・児童虐待の予防・防止の取り組みを進めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。また、児童福祉施設での苦情解決制度の充実や第三者評価事業への取り組みを進めます。

母子保健の充実を図ります

・子どもの病気や発育・発達に関すること、食事や栄養に関することなどの育児不安の解消 に向けた相談・指導体制の充実を図ります。

保育所待機児童の解消と保育の充実を図ります

- ・保育所の待機児童の解消のため引き続き定員の拡大に努めるほか、多様な働き方により生まれた新たなニーズに応えるため、延長保育や休日保育に取り組みます。
- ・平成 18 年度から本格実施が予定されている総合施設の動向をみながら、公私立の保育所・ 幼稚園の役割分担などの検討を進めるとともに、保育サービスへの第三者評価事業の実施 など保育内容の充実や保育所運営の改善への取り組みを進めます。

ゆとりある教育を進めます

・子どもたちの主体的な学習、基礎・基本の確実な定着、地域の教育力の活用などを重視した各学校園の特色ある取り組みを進めるため、「学校サポートにしのみや」の一層の充実を図ります。

子どもの安全対策を推進します

・子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、地域住民との協働による見守り体制や、警察など 関係機関との連携を図りながら、学校、幼稚園、保育所などでの児童の安全体制の充実に 向けた取り組みを進めます。

(2)子育て支援サービスの目標事業量 (注.国に報告する項目)

子育て支援サービス事業	平成 16 年度 実施事業量	平成 21 年度 目標事業量
つどいの広場		か所数 2か所
一時保育	か所数 3 か所 定 員 30 人	か所数 12 か所 定 員 120 人
子育てショートステイ	定員 5人	定員 8人
ファミリーサポートセンター	か所数 1か所	か所数 1か所
子育て総合センター (地域子育て支援センター)	か所数 1か所	か所数 1か所
休日保育		か所数 2 か所 定 員 20 人
病後児保育(施設型)		か所数 2 か所 定 員 6 人
通常保育	か所数 42 か所 定 員 3,824 人	か所数 51 か所 定 員 4,304 人
低年齡児保育	定 員 1,438人	定 員 1,648人
延長保育	か所数 13 か所 定 員 252 人	か所数 22 か所 定 員 546 人
留守家庭児童育成センター	か所数 41 か所 定 員 2,420 人	か所数 41 か所 定 員 2,600 人